

第514回 茨城海区漁業調整委員会議事録

日 時	令和5年1月24日(火) 午後1時57分
場 所	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 5階 大会議室
議 題	<p>第1号議案 海区漁場計画の案について(諮問)</p> <p>第2号議案 はまぐりの採捕数量制限について(委員会指示)</p> <p>第3号議案 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について(委員会指示)</p> <p>第4号議案 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について(委員会指示)</p> <p>第5号議案 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(委員会指示)</p> <p>第6号議案 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について(委員会指示)</p>
出席委員	<p>1番 高濱 芳明 2番 飛田 正美 3番 磯前 昌宏</p> <p>5番 鈴木 稔 7番 木村 勲 8番 村中 均</p> <p>10番 岡田 英男 11番 青木 憲明 12番 長岡 浩二</p> <p>13番 日向野 純也 15番 宇佐美 正義 16番 湯浅 一夫</p> <p>19番 吉田 彰宏</p>
欠席委員	<p>6番 根本 経子 14番 鈴木 正特 17番 関根 孝明</p> <p>18番 根本 正明</p>
県側出席者	<p>農林水産部 次長兼漁政課長 青木 雅志</p> <p> " 漁政課課長補佐 鴨下 真吾</p> <p> " " 係 長 及川 貴明</p> <p>水産試験場 場 長 富永 敦</p>
事務局	<p>事務局長 根本 孝</p> <p>副 主 査 細金 正勇</p> <p>主 任 小沼 智恵美</p>
議事録署名人	7番 木村 勲 8番 村中 均
議長	1番 高濱 芳明
会議内容	開会 午後1時57分
根本事務局長	<p>[開会宣言]</p> <p>[資料確認、高濱会長に挨拶を依頼]</p>
高濱会長	<p>こんにちは。令和5年初めての委員会となります。委員各位におかれましては、今年もよろしくお願ひ申し上げたいと存じます。</p>

年が明けて何かとお忙しいところ、1年で1番寒い時期に、しかも10年に一度という寒波が来ている中で、委員会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

まだまだ新型コロナウイルスはいろいろと悪さをしているところですが、リスクを一定程度許容しながら社会経済活動を行うということに於いて、コロナ禍の日常化は発生から3年を経てようやくある程度進んできたのではないかなというふうに考えています。今年こそ、人、物の動きが正常化に近付いて水産業界がよりよい方向に進んでいきますよう思う次第でございます。

昨年末からの漁模様に言及しますと、暮れにはこれまであまり例のないようなシラスの好漁と高値がみられまして、12月の漁獲量は平成2年以來200トンを超える月の漁獲量があったということでございます。

また一方、渡りタコについては、出だしの漁獲量が伸び悩み気味でございましたが、最近になり水揚げが本格化したようでございます。

またメジマグロにつきましては、12月に急に漁場が形成されて、漁協によっては枠の上限に達し採捕停止となったところや、枠の6割、8割に達した漁協もみられております。現時点で、県全体の枠としては全体の5割近くにまで漁獲がつみあがっているというようなことです。ほかの漁も含めて、漁模様は例年どおりではないようでございまして、これらはこのところの海水温が高めに推移していることとの関係が有るのかもしれないというところではあります。水産試験場によれば今後の見通しとしましても、黒潮が強くと水温は高めの傾向で推移するとのことでございます。

いずれにしましても、新年を迎え、漁が盛んになっていくことを願うところでございます。

さて本日の議題でございますけれど、「海区漁場計画の案について」の諮問、そしてはまぐりの採捕数量制限についてなどの委員会指示、合計6議案となります。

本日も、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

根本事務局長

ありがとうございました。また、本日は県漁政課からは高橋技佐に出席いただいておりますので、挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

高橋技佐

皆さま、新年明けましておめでとうございます。漁政課の高橋でございます。本来でしたら次長の青木が御挨拶を申し上げるところですが、他の公務によりまして欠席のため、私が代理で一言御挨拶申し上げます。

さて、昨年の漁模様を振り返りますと、シラス漁は、来遊の遅れにより先行きが心配されたものの6月中旬から漁が上向きだし、最終的には年間で2,828トンと前年の9割程度の漁獲量となりました。一方、水揚金額は秋シラスの高値によりまして、17億5千万円と、前年の3割増となっております。

まき網漁業については、昨年の年明け後、低調となったサバに代わりまして、マイワシが主な漁獲対象となりました。11月末頃から秋サバの漁獲が始まりましたけれども、魚体は100～200gとまだ小さく、本格的な漁には至っておりません。これから盛り返しを期待するところでございます。

昨年、委員の皆様には、7回にわたり、本委員会において審議を賜りました。知事許可漁業では、潜水器漁業、なまこ漁業、板びき漁業の一斉更新と有

効期間中の許可2回につきまして制限措置等にさいて御審議をいただきました。また、令和5年の漁業権切替については、基本方針や海区漁場計画素案を御審議いただき、現在は順調に手続きを進めているところでございます。さらに、昨年8月に開催された日本初の外国人参加によるかじき釣り大会につきましては、ひき縄釣りによる水産動物の採捕にかかる委員会指示及び調整規則の改正などについて多くの御意見と活発な御審議をいただき、大きなトラブルもなく、大会を終えることができました。皆様のご協力により、円滑な漁業調整が図られましたことに対し、改めて御礼申し上げます。

今年の委員会では、8月にかけて、漁業権切替に向けた海区漁場計画や免許の内容などについて御審議いただく予定です。

また、令和6年2月に期間満了を迎えます千葉県との相互入会にかかる漁業協定の更新がございます。本委員会では、夏ごろから審議が始まり、11月頃には千葉県との連合海区協議会に臨むこととなりますが、漁業者や当委員会のご意見を伺いながら、手続きを進めてまいりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

さて、昨今の水産業を取り巻く情勢を見ますと、ロシアによるウクライナ侵攻などに起因した燃油高、コスト高、新型コロナウイルス蔓延による経済の低迷など、様々な不安要因がございますが、最も懸念されますのが、ALPS処理水の海洋放出でございます。放出の時期につきましては、先般、今年の春から夏頃と公表がありました。まずは漁業者の皆様の理解を得ることが最優先と考えておりますので、県としましては、引き続き、国や東電に対して十分な説明と万全な風評対策を求めてまいります。

最後になりますが、本年も引き続き円滑な漁業調整と沿岸漁業の振興を図って参りますので、御協力をお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝及び今年1年の豊漁と安全な操業を祈念しまして、挨拶いたします。

根本事務局長

ありがとうございました。

議事進行でございますが、茨城海区漁業調整委員会会議規程第2条第2項によりまして、会長が議長となることになっておりますので、議長をお願いいたします。

高濱議長

はい。よろしく御礼申し上げます。それでは、まず事務局から出席委員の報告をお願いいたします。

根本事務局長

はい。現委員17名のうち、現在の出席委員は13名でございます。欠席委員は4名。欠席委員につきましては、6番の根本経子委員、14番の鈴木正特委員、17番の関根委員、18番の根本正明委員です。本日過半数の委員の出席を頂いておりますので、漁業法第145条の規定により、本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

高濱議長

はい、ただいま報告のとおり、本日の委員会は成立しております。

次に、議事録署名人の選出でございますが、会議規程第8条第2項の規定に基づき、私のほうから指名させていただきます。7番 木村委員、8番 村中委員に御礼申し上げます。

高濱議長	それでは、議題に入ります。はじめに、第1号議案「海区漁場計画の案について」の諮問でございます。事務局、および漁政課から説明願います。
細金副主査	(資料1-1 諮問文朗読)
及川係長	(資料1-1から1-3により、諮問内容を説明)
高濱議長	<p>どうもありがとうございました。ここで思い起こしますと、11月に漁業権の一斉切替のスケジュール、基本方針についてということで協議いたしましたし、前回の12月の時に同じように漁場計画の素案について協議したところがございます。本日は素案からひとつ上がって漁場計画の案ということで諮問を受けているところです。</p> <p>ここでいったん切りますが、ここまででの説明に関しまして、ご質問や確認したいことなどがありましたらお願いいたします。</p>
12番 長岡委員	いいですか。
高濱議長	はいどうぞ、長岡委員。
12番 長岡委員	これ、決めるまでには組合の、鹿島でいえば茨共第15号、茨共第16号、茨共第17号の3つだけけれど、組合の聞き取り調査なんかもやってますか。
鴨下補佐	はい、資料1の2でスケジュールが記載されていますが、4月から9月に意向調査を行っております。各組合を訪問しまして、資料1の3に記載してあるような内容を現在も使われてますかとか、場所は広げた方がいいですか、狭めた方がいいですかとか、水揚げはどれくらいあるかとか、何人くらい使っているかとか事細かな調査を行っております、それを基に漁業権ごとに作成しております。ですので、今回諮問して答申を頂く予定でおりますが、この作業の中で聞き取り調査は既に終わっている状態です。
12番 長岡委員	直に聞き取りというのは、ないということなの。
鴨下補佐	はい、鹿島灘漁協さんでしたら組合事務局のほかにも、各部会の部会長さんにも出ていただきまして、聞き取りを行っております。
12番 長岡委員	<p>わかりました。</p> <p>もう1件いいですか。書き換えの時なんかの聞き取り調査、いろいろな各組合からの申込み、こういうふうにしてくれとかこの内容では駄目だとか、そういう話は漁政課さんのほうには上がって、そういう切り替えなんかはあったことあるんですか。</p>
鴨下補佐	はい、漁業権魚種、今回は減らしている結果しか載っていませんが、たとえば10年前ですとなまこの漁業が問題になってきたときがありまして、このときは全部の漁業権になまこを入れるという作業をしています。このように増

	えるときもございます。
12番 長岡委員	わかりました。ありがとうございます。
高濱議長	ほかにもございますか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいですか。はい、ありがとうございます。 通常であれば、ここで諮問に対する答申を決議するところではありますが、海区漁場計画(案)に対する答申にあたっては、漁業法第64条第5項の規程によりまして、答申の前に公聴会を開催して関係者から意見を聞くことになっています。その詳細について、事務局の方から説明いただければと思います。
細金副主査	(資料1-4 により説明)
高濱議長	はい、ありがとうございます。漁場計画案に対する答申にあたっては、利害関係者から意見を聞かなければならない、ということになっている、そういう手続きでございます。この件に関しまして御質問があればお願いいたします。
(委員)	(特になし)
	よろしいですか。それでは、事務局提案の令和5年2月16日ということで、公聴会を開催することとしてよろしいでしょうか。
(委員)	(「異議なし」の声)
高濱議長	はい、ありがとうございます。それでは、そのように決定します。そして、答申はその後の委員会で諮ることといたします。
高濱議長	次の議題に入ります。続きまして第2号議案「はまぐりの採捕数量制限について」、それから毎年委員会指示を発動している第3号議案「保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について」、第4号議案「全長30センチメートル未満のひらめの採捕禁止について」、第5号議案「河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について」、第6号議案「ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について」の4つ、併せて5つの委員会指示についてでございます。こちらは11月の第512回委員会で茨城県海面利用協議会への諮問を決定したところでございます。今般、答申がございました内容について、事務局から説明願います。
細金副主査	(資料2 はまぐりの採捕数量制限 資料3 保護区域設定にはまぐりの採捕禁止 資料4 30cm未満のひらめの採捕禁止 資料5 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止)

高濱議長

第2号議案から第6号議案までの5つの議案ですが、そのうち第2号議案については今回新たに発動されるもの、第3号議案から第6号議案までが毎年発動させて頂いている委員会指示という内容でございます。

ただ今の説明に関しまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

(特になし)

高濱議長

では、私のほうから1点、どの指示も同じなんですけれど、2ページ目のところに年月日を入れる欄がございますが、この日付はいつなんですか。今日なんですか、それとも別の日なんでしょうか。

細金副主査

はい、こちらの日付につきましては、県報の登載日となりますので、今のところ2月2日を予定してございます。

高濱議長

今日決まれば2月2日ということですね。
ほかに無ければ私のほうからもう1点、確認させていただきたいと存じます。海面利用協議会に諮って頂いたということになりますが、海面利用協議会でどのような意見が出たか、教えて頂ければと思います。

根本事務局長

はい、海面利用協議会への漁業調整委員会からの諮問について1月17日に審議頂きました。海面利用協議会の委員さんからの発言としましては、新しくはまぐりの採捕数量制限を大洗の第1、第2サンビーチに設ける委員会指示と第3サンビーチにはまぐりの保護区域を設定する委員会指示、こちら2つについては、有効期間を3年間にするという事になってはいますが、これに対しましては「ぜひお願いしたい」との発言がありましたほか、「委員会指示の有効期間を3年に延ばすことで、その後の再発動はできないのか。継続をお願いしたい。」との発言がありました。

これに対しては、有効期間の延長は委員会指示違反者に対し適切に対応できるようにするためのものであるということの説明しましたほか、3年後にまた同様の内容で審議をお願いすることになる旨回答いたしました。

また、ひらめ活餌釣りの操業期間等の制限に係る委員会指示については、「今までどおりの委員会指示をお願いしたい」との発言がございました。
そのような状況でした。

高濱議長

はい、ありがとうございます。
今の事務局長の説明を含めまして、御確認等頂けることが有れば、お願いします。

(委員)

(特になし)

高濱議長

よろしいですか。
特になしということでございますので、第2号から第6号議案について、原

案のとおり委員会指示を発動することに、御異議ございませんでしょうか。

(委員) (「異議なし」の声)

高濱議長 はい、ありがとうございます。それでは、原案のとおり委員会指示を発動することを決定いたします。

高濱議長 それでは、次第6の「その他」ですが、事務局から何かありますか。

根本事務局長 特にございません。

高濱議長 本日の議事は「その他」を含めてすべて終了いたしました。議事以外でも結構です。委員の皆様から何か御意見ございますでしょうか。

17番 吉田委員 ひとつだけ、先ほど公聴会の日付が決まりましたけど、その対応としては、委員会の立ち位置はどういった対応になるのでしょうか。

高濱議長 事務局からお願いします。

根本事務局長 公聴会は2月16日に予定させて頂くということになりまして、委員の皆様については公聴会での意見を聞く立場として御出席を頂きたいと思えます。この後、次回の委員会のスケジュールを御説明いたしますけど、公聴会での意見があればそれを聞いて頂いて答申をする、それを公聴会と連続して海区委員会を2月16日に開催したいと思えます。先ほど公聴会の日時が2月16日午後2時からとなっておりますが、2時に公聴会をスタートして、それが終了次第、この海区委員会を連続的に開く、そういうことで本日の諮問に対する答申を委員会の方で決議するということとなります。

同じ日同じ時間に、連続的に開催するということとなります。

高濱議長 よろしいですかね。

17番 吉田委員 はい。

高濱議長 ほかにございますか。

(委員) (特になし)

高濱議長 それでは事務局より、次回の開催日程、確認のため説明をお願いいたします。

根本事務局長 では改めまして、今回は先ほど説明させて頂いた公聴会を、まず2月16日(木)午後2時から、場所はここではなくて旧県庁、茨城県三の丸庁舎の3階共用会議室Aで、公聴会終了後委員会開催の予定でございます。

公聴会が終わってすぐ、次回の委員会を開催することになります。

議題につきましては、本日の諮問についての答申や、くろまぐろに関する諮

高濱議長

間などを予定しております。

詳細につきましては、追って御連絡いたします。

はい。公聴会に皆さん出席頂くということですね。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上をもって第514回委員会を終了いたします。御苦勞様でございました。

閉会 午後2時42分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和5年1月24日